

学校給食費の公会計化について

区立小・中学校の学校給食費について、令和5年度から公会計化します。

1 経緯

令和元年7月、文部科学省は「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」を発出し、学校給食費の徴収管理は、基本的に学校や教師の本来業務ではなく、「学校以外が担うべき業務」であり、「公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」とし、学校給食費公会計化の取組を進めるよう示すとともに、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を公表しました。

区では、ガイドラインの発出を受け、令和元年度、23区で唯一、学校給食費を公会計化している世田谷区を視察するとともに、令和2年10月には、学校長、学校事務職員、学校栄養士、教育委員会事務局職員で構成する「学校給食費の公会計化検討会」を設置し、公会計化に向けた本格的な検討をしてきました。

令和3年2月に策定した港区学校教育推進計画では、「給食費の公会計化の実施」を重点事業として計上し、令和5年度から学校給食費を公会計化することとしました。

2 公会計化の概要

これまで学校ごとに校長が徴収・管理を行う学校徴収金（私費会計）として処理していた区立小・中学校の学校給食費について、区が徴収・管理するとともに、食材の購入費を区の予算から支出します。

3 公会計化により見込まれる主な効果

(1) 学校給食費会計の透明性や公平性の確保

区の会計事務規則及び契約事務規則にのっとりた管理となり、学校給食費の管理体制が強化されます。また、未納に対する督促等について、区が一体的な対策をとることで公平性が確保されます。

(2) 教職員の負担軽減

現在、各学校で給食費徴収、債権管理、食材調達及び支払を行っていますが、公会計化後は、区が給食費徴収及び債権管理を一括して担うとともに、食材調達及び支払についても一括発注可能なものについては、教育委員会が担うことで、教職員の業務負担を軽減します。

(3) 支払方法の利便性向上

現在の学校給食費の徴収方法であるゆうちょ銀行による口座振替に加え、区の指定金融機関での口座振替やコンビニ払い、電子マネー払いなどに対応し、保護者の利便性を向上させます。また、口座振替手数料は区が負担します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月 保護者へ口座振替依頼書配布及び公会計化の周知

令和5年 3月 学校給食費管理システム開発終了・操作研修等の実施

令和5年 6月 令和5年度学校給食費第1期引落し（4月及び5月分）